

中東知的財産ニュースレター Vol. 80

◆ 目次

1. 主要トピック

サウジアラビア

- ・ 意匠法の改正に取り組むサウジアラビアの新たな歩み
- ・ 世界知的所有権機関（WIPO）事務局長のサウジアラビア訪問が無事に終了

トルコ

- ・ トルコを指定国とするマドリッド出願に関する公定料金の引下げ

パキスタン

- ・ パキスタン知的財産機構の長官が同国著作権委員会の委員長と会談

湾岸協力会議（GCC）

- ・ グローバル・スタンダードとの整合性を目指す GCC 特許庁は特許出願の電子公開につき WIPO の電子公開システム（WIPO Publish System）を導入

2. 他のトピック

アラブ首長国連邦（UAE）

- ・ 知的財産を含む循環型経済に向けた UAE-フランスの経済協力拡大を視野に UAE 経済相がフランスのスタートアップ集積施設「スタシオン F」(Station F)を訪問
- ・ COP28 モデル・エキスポを提案したハリーファ大学（Khalifa University）はサステナビリティを重視（同大学が保有する特許のうちサステナビリティ関連特許が 60%、先端材料、クリーンエネルギー等の近縁分野の特許保有数は 54 件）
- ・ 首長国子供議会（Emirati Children's Parliament）で明らかにされた国家の公約---18 歳未満の学生に対し特許料を免除し、発明に関するガイダンスを提供することにより児童の権利保護を確約
- ・ 高性能自動運転車の未来に向けて規制当局を結集し規制関連手続の集中処理を目指すアブダビに世界の先駆者たちが注目
- ・ ドバイ世界貿易センターが主催する先端技術の祭典 GITEX においてアブダビ政府がデジタル構想を発表
- ・ 首長国知的財産協会（Emirates Intellectual Property Association）がアラブ行政開発機構（Arab Organization for Administrative Development）およびエジプト日本科学技術大学（Egyptian-Japanese University of Science and Technology）との協力により「知的財

産に関するアラブ会議」(Arab Conference on Intellectual Property)の2回目の会合を主催。論議の中心は第四次産業革命時代の著作権侵害・商業詐欺対策

- ・ UAE の知的財産サービスに関する韓国との覚書 (MOU) による UAE-韓国間のパートナーシップの強化

サウジアラビア

- ・ WIPO および日本国特許庁との連携により GCC 職員を対象とした知的財産法エンフォースメントに関する準地域的ワークショップを発足

- ・ SAIP と KIPO がディープライン協力協定に署名

トルコ

- ・ チェルケシュ・ウォーターペストリー (湯で戻して食べる甘い菓子)、チェルケシュ・クッキーおよびクユチャク産オレンジに関する地理的表示登録証明書の発行

- ・ アンカラを拠点とするエンジニアリング・コンサルタント企業 Turkish Industrial Property Valuation Engineering and Consultancy Services Inc. (TÜRKSMĐ) とカスタモヌ大学 (Kastamonu University) が特許商業化サポート・ブランド評価・ポートフォリオ管理の強化を目指して協力議定書を締結

- ・ 2,000 人余りが参加した AIPPI 国際総会 (AIPPI World Congress) で国際知的財産法が話題に

パキスタン

- ・ 知的財産機構 (Intellectual Property Organization) 長官がビジネス・マネジメント研究所 (IOBM ; Institute of Business Management) を訪問し、知的財産権の大学カリキュラム導入を力説

- ・ 地理的表示として一般に認められているシンドリ・マンゴー (Sindhri Mango) に関するイベントをパキスタン知的財産機構と WIPO が主催

- ・ ジュネーブで会談したパキスタンの国連大使とパキスタン知的財産機構 (IPO-Pakistan) の長官は、知的財産振興のためのパキスタン知的財産機構、パキスタン国連代表部および官公庁の協力を強調

カタール

- ・ 自国の中小企業の事業戦略における知財利用の拡大を支援するため、カタールが WIPO との覚書に署名

◆ ニュース

1. 主要トピック

サウジアラビア

・ 意匠法の改正に取り組むサウジアラビアの新たな歩み¹

意匠は、立体的な特徴（製品の形状など）と平面的な要素（模様、線、色など）から構成される。法律的な言い方をすれば、意匠とは商品の装飾または美的な側面を表現したものである。これらの意匠は、その創造性と革新性ゆえに知的財産の中で重要な役割を果たしており、商取引に供される工業製品に独特の外観を与える。それゆえ、意匠に対する包括的な保護が必須となる。それらは知的財産権の構成要素として欠くべからざるものだからである。

以上の認識を踏まえて、ヒジュラ暦 1455 年 3 月 10 日（西暦 2023 年 9 月 25 日）の日付で発行された王令 No. (M/45) により、サウジアラビア閣僚評議会は「特許、集積回路の回路配置、植物品種及び意匠に関する法律」（Patents, Layout-Designs of Integrated Circuits, Plant Varieties, and Industrial Designs law）の改正を承認した。改正後の「特許・意匠法」（Patent and Industrial Design Law）は 2023 年 10 月 3 日付ですでに発効している。

今回の改正による以下のような注目すべき変更は、知的財産の保護範囲に重大な影響を及ぼすこととなった。

- 「ハーグ協定」（Hague Agreement）および「世界知的所有権機関」（WIPO；World Intellectual Property Organization）の定義が盛り込まれたこと。
- 意匠の保護期間が 15 年に延長されたこと。
- 料金の改定、維持年金の支払時期を毎年の年初としたこと。ただし、ハーグ協定に基づく国際意匠出願の場合はこの限りではなく、5 年毎に料金が支払われることになる。
- 意匠登録の国際出願にハーグ協定が適用可能背ある旨の規定が追加されたこと。

さらに、サウジアラビアは「意匠法条約」（Design Law Treaty）²³、に関連して 2024 年 11 月 11 日から同月 22 日にかけて開催される外交会議の主催国に選ばれている。意匠法条約の趣旨は、意匠の登録手続の統一化を目指すことである。

ジュネーブで行われた WIPO の会合では、サウジアラビア知的財産総局（SAIP；Saudi Authority for Intellectual Property）の最高経営責任者（CEO）が、知的財産権保護のためのハーグ制度およびマドリッド制度で使用される言語の中にアラビア語を加えるよう要請した。SAIP はサウジアラビ

¹ <https://uqn.gov.sa/details?p=23816> (2023.10.6)

² [Saudi Arabia will host the DLT Diplomatic Conference \(saip.gov.sa\)](https://saip.gov.sa) (2023.10.9)

³ [Saudi Arabia Set to Host 2024 Diplomatic Conference to Conclude Design Law Treaty \(wipo.int\)](https://wipo.int) (2023.10.9)

ア国内の知財当局とともに、サウジアラビアの知的財産分野を国際的なベスト・プラクティスに合わせて調整する役割を担っている。

このたび改正されたサウジアラビアの特許・意匠法は、意匠の国際登録に関するハーグ制度を強化するという趣旨で構想されたものである。ハーグ制度は、ただ 1 回の国際出願による合理的な登録プロセスを提供している。国内の知的財産権保護を国際標準に適合させ、自国におけるイノベーションと創造性を育成するにあたり、知的財産権の保護とエンフォースメントに対するサウジアラビアの真摯な取組が最優先課題となる。

・世界知的所有権機関（WIPO）事務局長のサウジアラビア訪問が無事に終了⁴

2023 年 10 月 1 日から 3 日にかけて、WIPO の事務局長を務めるダレン・タン氏がサウジアラビアを訪問した。今回の来訪は、知的財産の分野における WIPO とサウジアラビアの協力体制強化と今後のパートナーシップに関わる諸側面の協議という枠組みの中で実現したものである。この訪問の期間に、発展と成長のためにイノベーション、創造性、技術および起業家精神を活用しようとするサウジアラビア政府の分野横断的な取組に対し、タン氏は WIPO からの支援提供を約束した。⁵

タン氏は今回の訪問中にサウジアラビア政府高官および各種機関の代表と会談し、サウジアラビアの成長戦略をまとめた「ビジョン 2030」（Vision 2030）の実現に向けて同国が行っている取組の現状をその目で確認した。

事務局長との会談に参加したのは、情報通信技術大臣（Minister of Communication and Information Technology）の Abdullah Alswaha 氏、投資大臣（Minister of Investment）の Khalid A. Al-Falih 氏、国務大臣（Minister of State）の Mohammed bin Abdulmalek Al-Sheikh 氏、サウジアラビア知的財産総局（SAIP）執行委員会の議長を務める Abdulaziz Al-Suwailem 博士、中小企業総局（Monsha'at）長官の Sami Ibrahim Alhussaini 氏である。この会談で主なテーマとなったのは、未来の成長の牽引力としてのイノベーションへの信頼である。

アラブ地域で初となる WIPO との共同修士課程の開設

- サウジアラビア知的財産総局最高経営責任者（CEO）の Abdulaziz Al-Suwailem 博士、ウムム・アル・クーラ大学（Umm Al-Qura University）の学長を務める Farid Al-Ghamdi 教授と、WIPO のタン事務局長との間で共同の覚書が取り交わされた。この覚書は、知的財産の分野に関して当事者全員の相互的利益を図ることを目的としている。⁶

⁴ [https://www.saip.gov.sa/en/news/2173/\(2023.10.3\)](https://www.saip.gov.sa/en/news/2173/(2023.10.3))

⁵ [WIPO Director General Pledges WIPO's Support in Efforts to Strengthen Innovation Ecosystem in Saudi Arabia \(2023.10.3\)](https://www.wipo.int/pressroom/2023/03/wipo-director-general-pledges-wipo-s-support-in-efforts-to-strengthen-innovation-ecosystem-in-saudi-arabia-2023-10-3)

⁶ [https://twitter.com/SAIPKSA/status/1708780191936328018 \(2023.10.2\)](https://twitter.com/SAIPKSA/status/1708780191936328018 (2023.10.2))

裁判外紛争解決手続 (ADR) に関する合意

- さらに、SAIP と WIPO は 1 件の覚書に署名した。知的財産紛争の和解による解決を可能にする基盤を提供し、知的財産の分野で調停や仲裁といった選択肢を実現することを定めた覚書に署名した。これにより、権利行使の手続が改善され、司法当局の負荷が軽減されることになる。

イノベーションと知的財産に関する WIPO、SAIP、NEOM の三者間協力

- Neom⁷とは、サウジアラビアが同国北西部のタブーク州に建設中の新たな都市圏である。この都市は緑豊かな巨大都市として計画されており、都市計画のコンセプトを一新させるに違いない。Neom の構想はサウジアラビアの国家戦略である「サウジビジョン 2030」⁸から派生する形で浮上したものであり、同国の石油への依存を減らし、経済の多様化と公共サービス部門の発展を図るものである。

WIPO 事務局長のサウジアラビア訪問中に、サウジアラビア知的財産総局との協力により NEOM との契約が締結され、基本合意書の署名が行われた⁹。この基本合意書には、現状に即した知的財産制度の構築と強化およびイノベーションの促進に関して、当事者の積極的な構想の詳細（将来の協力体制に関わる様々な側面についての 3 者間の協議を含む）が示されている。

WIPO のタン事務局長、サウジアラビア知的財産総局最高経営責任者の Abdulaziz bin Mohammed Al-Suwailem 博士、NEOM の CEO を務めるエンジニアの Nazmi Al-Nasr 氏が署名式に出席し、当事者による基本合意書の署名が行われた。

今回署名された基本合意書は、SAIP が成立させようとしているパートナーシップを補完するものであり、その根源には、知的財産分野における裁量権と発展の重要性に関する認識がある。また、合意書の目的は、「サウジビジョン 2030」の書目標の実現への貢献を目指す取組をいっそう推進することを目的としている。

トルコ

・トルコを指定国とするマドリッド出願に関する公定料金の引下げ¹⁰

WIPO 事務局長が手数料の改定を決定した。新たな料金体系には、国際出願の際に指定国としてトルコを選択した場合にトルコの指定国登録に関して支払われる指定締約国個別手数料 (individual

⁷ [NEOM: Made to Change](#)

⁸ [saudi_vision203.pdf \(vision2030.gov.sa\)](#)

⁹ [https://www.saip.gov.sa/en/news/2172/\(2023.10.2\)](https://www.saip.gov.sa/en/news/2172/(2023.10.2))

¹⁰

[https://www.wipo.int/edocs/madrdocs/en/2023/madrid_2023_28.pdf?utm_source=WIPO+Newsletters&utm_campaign=9ce094158a-DIS_MADRID_NEWS_EN_091023&utm_medium=email&utm_term=0_e80981fddd-%5B%5D_EMAIL_ID%5D\(2023.10.6\)](https://www.wipo.int/edocs/madrdocs/en/2023/madrid_2023_28.pdf?utm_source=WIPO+Newsletters&utm_campaign=9ce094158a-DIS_MADRID_NEWS_EN_091023&utm_medium=email&utm_term=0_e80981fddd-%5B%5D_EMAIL_ID%5D(2023.10.6))

official fee) およびトルコを指定国とする国際登録の更新手数料は引き下げられることとなった。新たな公定料金は2023年11月6日から適用される予定である。

公定料金の変更は以下のとおりである。

費目		スイスフラン建ての手数料 (米ドル換算額/日本円換算額)	
		2023年11月5日まで	2023年11月6日以降
出願時または 指定後	- 商品または役務の 最初の類	125 (およそ 140 ドル/20,996 円)	90 (およそ 101 ドル/15,147 円)
	- 商品または役務の 2 個目の類	35 (およそ 39 ドル/5,849 円)	25 (およそ 28 ドル/4,199 円)
	- 3 個目以降の類 (1 個毎に加算)	40 (およそ 45 ドル/6,749 円)	29 (およそ 33 ドル/4,949 円)
更新時	- 登録された類の数 に関わらず右記料金が適用 グレース・ピリオド 内に料金が納付される場合	113 (およそ 127 ドル/19,046 円)	81 (およそ 91 ドル/13,647 円)
	- 登録された類の数 に関わらず右記料金が適用	210 (およそ 235 ドル/35,243 円)	151 (およそ 169 ドル/25,345 円)

パキスタン

・パキスタン知的財産機構の長官が同国著作権委員会の委員長と会談¹¹

パキスタン知的財産機構（通称パキスタン IPO）の Mr. Farukh Amil 長官が、カラチに所在するパキスタン著作権局において著作権委員会の委員長を務める Asif Rasheed 判事と会談を行った。この会談では、10 年余りの活動停止期間を経て昨年再構築された著作権委員会の活動の現状をめぐって様々な議論が交わされた。

Rasheed 判事は、パキスタンにおける著作権当局の活動を強調する一方で、当局との度重なる会合を実施するとともに多くの事案を決着させてきたとして IPO 長官に称賛の意を表した。

複雑な事案に対する迅速な決定の必要性を強く訴えることができたという点で、今回の会談は IPO 長官にとって重要なものであった。迅速な解決があつてこそ、著作権制度が効果的に機能しているという安堵感を公衆に与えることができ、ひいては自らの知的財産権に投資しようという公衆の意欲を喚起できるのである。

IPO 長官が強調したポイントとしては、他に以下のようなものがあつた。

1. パキスタンにおける知的財産権とその効果的な保護および管理に関する啓発活動の必要性
2. 知的財産関連の教育・研修を全国的に展開する必要があることは勿論であるが、それを含めて、若い学生たちが知的財産法に関わる職業に進むことを奨励するという点で、知的財産権に関する教育を学生たちに提供する法学部・法科学校が重要であること。

湾岸協力会議（GCC）

・グローバル・スタンダードとの整合性を目指す GCC 特許庁は特許出願の電子公開につき WIPO の電子公開システム（WIPO Publish System）を導入

湾岸協力会議（GCC；Gulf Cooperation Council）と WIPO との間で交わされた合意に基づき、技術的な刷新の総仕上げとなる一連の措置が実施された。組織が一丸となって取り組んだ結果、GCC 特許庁は WIPO の電子公開システムの導入に成功したのである¹²。このシステムは、国際規格（一般に認められており、世界の先進的な特許当局がこぞって採用している ST36 規格等）に従って特許出願を電子文書として公開するために作製されたものである¹³。

WIPO の電子公開システムは、GCC 加盟国その他の国々の特許当局間で公開された特許のデータおよび文献のやり取りを合理的に行えるように配慮して設計されている。さらに、このシステムで

¹¹ <https://ipo.gov.pk/node/2633> (2023.10.5)

¹² <https://gccpo.org/AboutUsEn/ShowNews?id=70> (2023.10.3)

¹³ <https://wipo.gccpo.org/wopublish-search/public/home;jsessionid=6A9BDC44C9A9C0EB3316186970D5E0FB?0>

はアラビア語と英語の両方が利用可能であり、それによって国際特許出願や出願関連文献の詳細情報へのアクセスが簡単になる。

2. 他のトピック

アラブ首長国連邦 (UAE)

・知的財産を含む循環型経済に向けた UAE-フランスの経済協力拡大を視野に UAE 経済相がフランスのスタートアップ集積施設「スタシオン F」(Station F)を訪問 (2023 年 10 月 1 日)

<https://wam.ae/en/details/1395303203317>

<https://stationf.co/>

・ COP28 モデル・エキスポを提案したハリーファ大学 (Khalifa University) はサステナビリティを重視 (同大学が保有する特許のうちサステナビリティ関連特許が 60%、先端材料、クリーンエネルギー等の近縁分野の特許保有数は 54 件) (2023 年 10 月 2 日)

<https://gulfnews.com/uae/environment/abu-dhabi-cop28-model-expo-among-new-sustainability-projects-of-khalifa-university-1.98481764>

・首長国子供議会 (Emirati Children's Parliament) で明らかにされた国家の公約---18 歳未満の学生に対し特許料を免除し、発明に関するガイダンスを提供することにより児童の権利保護を確約 (2023 年 10 月 11 日)

<https://wam.ae/en/details/1395303208284>

・高性能自動運転車の未来に向けて規制当局を結集し規制関連手続の集中処理を目指すアブダビに世界の先駆者たちが注目 (2023 年 10 月 15 日)

<https://wam.ae/en/details/1395303209394>

・ドバイ世界貿易センターが主催する先端技術の祭典 GITEX においてアブダビ政府がデジタル構想を発表 (2023 年 10 月 18 日)

<https://wam.ae/en/details/1395303211221>

・首長国知的財産協会 (Emirates Intellectual Property Association) がアラブ行政開発機構 (Arab Organization for Administrative Development) およびエジプト日本科学技術大学 (Egyptian-Japanese University of Science and Technology) との協力により「知的財産に関するアラブ会議」(Arab Conference on Intellectual Property) の 2 回目の会合を主催。論議の中心は第四次産業革命時代の著作権侵害・商業詐欺対策 (2023 年 10 月 24 日)

<https://www.facebook.com/photo?fbid=713512034143098&set=a.622300136597622>

・UAE の知的財産サービスに関する韓国との覚書 (MOU) による UAE-韓国間のパートナーシップの強化 (2023 年 10 月 25 日)

<https://www.kipo.go.kr/en/engBultnDetail.do>

<https://twitter.com/kipoworld/status/1716252566227767454>

<https://twitter.com/kipoworld/status/1716339215510933660>

サウジアラビア

・ WIPO および日本国特許庁との連携により GCC 職員を対象とした知的財産法エンフォースメントに関する準地域的ワークショップを発足（2023年10月2日、2023年10月3日、2023年10月31日）

<https://twitter.com/SAIPKSA/status/1708811878594486764>

<https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202310/2023103103.html>

https://www.wipo.int/about-wipo/en/dg_tang/news/2023/news_0043.html

・ SAIP と KIPO がディープライン協力協定に署名（2023年10月25日）

<https://www.kipo.go.kr/en/engBultnDetail.do>

<https://twitter.com/SAIPKSA/status/1716088200303714773>

<https://twitter.com/kipoworld/status/1716339215510933660>

トルコ

・ チェルケシュ・ウォーターペストリー（湯で戻して食べる甘い菓子）、チェルケシュ・クッキー およびクユチャク産オレンジに関する地理的表示登録証明書の発行（2023年10月10日、2023年10月25日）

<https://twitter.com/TURKPATENT/status/1711703227354243556>

<https://twitter.com/TURKPATENT/status/1717153659652305244>

・ アンカラを拠点とするエンジニアリング・コンサルタント企業 Turkish Industrial Property Valuation Engineering and Consultancy Services Inc. (TÜRKSMD) とカスタモヌ大学 (Kastamonu University) が特許商業化サポート・ブランド評価・ポートフォリオ管理の強化を目指して協力議定書を締結（2023年10月19日）

<https://www.turkpatent.gov.tr/haberler/turksmd-ile-kastamonu-universitesi-arasinda-is-birligi>

・ 2,000人余りが参加した AIPPI 国際総会 (AIPPI World Congress) で国際知的財産法が話題に（2023年10月22日）

<https://www.turkpatent.gov.tr/en/news/aippi-world-congress-has-opened-its-doors>

パキスタン

・知的財産機構（Intellectual Property Organization）長官がビジネス・マネジメント研究所（IOBM；Institute of Business Management）を訪問し、知的財産権の大学カリキュラム導入を力説（2023年10月6日）

<https://ipo.gov.pk/node/2631>

・地理的表示として一般に認められているシンドリ・マンゴー（Sindhri Mango）に関するイベントをパキスタン知的財産機構とWIPOが主催（2023年10月19日）

https://twitter.com/pakistan_ipo/status/1714906812590489805

<https://ipo.gov.pk/node/2641>

<https://ipo.gov.pk/node/2643>

・ジュネーブで会談したパキスタンの国連大使とパキスタン知的財産機構（IPO-Pakistan）の長官は、知的財産振興のためのパキスタン知的財産機構、パキスタン国連代表部および官公庁の協力を強調（2023年10月20日）

<https://ipo.gov.pk/node/2650>

カタール

・自国の中小企業の事業戦略における知財利用の拡大を支援するため、カタールがWIPOとの覚書に署名（2023年10月25日）

<https://twitter.com/MOCIQatar/status/1717049613566328833>

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 80

[著者]

United Trademark & Patent Services



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所



2023年11月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、United Trademark & Patent Services が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。